

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律について

1 インターネット異性紹介事業者に対する規制の強化

(1) 届出

インターネット異性紹介事業を行おうとする者は、事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届出をしなければならないこととする。（第7条関係）

(2) 欠格事由

暴力団員その他の一定の事由に該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはならないこととする。（第8条関係）

(3) 禁止誘引行為の防止措置

インターネット異性紹介事業者は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等（以下「禁止誘引行為」という。）が行われていることを知ったときは、速やかに当該禁止誘引行為に係る異性交際情報を公衆が閲覧することができないようにするための措置をとらなければならないこととする。（第12条第1項関係）

(4) 監督措置

公安委員会は、インターネット異性紹介事業者がこの法律の規定等に違反したと認めるときは必要な指示をし、この法律に規定する罪等に当たる行為をしたと認めるときは事業の停止を命じ、欠格事由に該当することが判明したときは事業の廃止を命じることができることとする。（第13条、第14条及び第15条関係）

2 児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための民間活動の促進

(1) 登録誘引情報提供機関制度の導入

ア 登録誘引情報提供機関の登録

国家公安委員会は、1(3)の禁止誘引行為の防止措置の実施の確保を目的として禁止誘引行為に係る異性交際情報を収集し、インターネット異性紹介事業者に提供する業務を行う者であって、一定の基準に適合するものから申請があったときは、登録誘引情報提供機関として登録しなければならないこととする。（第18条関係）

イ 登録誘引情報提供機関に対する情報の提供

国家公安委員会又は公安委員会は、登録誘引情報提供機関の求めに応じ、インターネット異性紹介事業者の名称、連絡先等を提供することができることとする。（第20条関係）

(2) インターネット異性紹介事業に必要な電気通信役務を提供する事業者等の責務

インターネット異性紹介事業に必要な電気通信役務を提供する事業者は、児童の使用に係る通信端末機器についてインターネット異性紹介事業を利用するための電気通信の自動利用制限を行う役務等を提供すること等に努め、児童の保護者は当該役務等を利用すること等に努めなければならないこととする。（第3条第2項及び第4条関係）

3 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日
（2(2)等については公布の日から起算して3月を経過した日）